

4 権利委員会の答申に基づく市からの措置報告〔2007(平成 19)年 3 月〕

市長から 2004(平成 16)年 10 月、子どもの居場所と参加活動の拠点づくりについて諮問があり、2006(平成 18)年 10 月に答申を行った。

この答申に対して川崎市と川崎市教育委員会が、措置を講じ、又は講じようとしており、これについて川崎市子どもの権利に関する条例第 40 条に基づき、公表した報告である。

川崎市子どもの権利委員会からの『子どもの居場所と参加活動の拠点づくりに関する検証結果について』の答申に対し川崎市が講じた措置又は講じようとしている措置（概要）

< 主な提言と措置 >

1 川崎市子どもの権利に関する条例に基づく事業

(1) 川崎市子ども夢パーク事業（教育委員会事務局）

< 提言 > 子どもの現実とニーズを受け止めることのできる総合的な施設であるとともに、子どもとともに作り続ける施設という理念をさらに具体化していくこと。

子ども夢パークは、子どもの居場所とプレーパーク機能を加えた総合的な施設である。ドリームスペース「ゆるり」を乳幼児とその親が集える場に改修した。

(2) 川崎市子ども会議事業（教育委員会事務局）

< 提言 > 子どもの社会参加を進めるため、川崎市子ども会議と地域教育会議の子ども会議が効果的に連携できるよう支援すること。

今年度は、区子ども会議担当者の研修会を開催し、子どもを取り巻く状況について研修すると共に連携についても話し合いの機会をつくった。今後も両者の連携については検討を進めていく。

2 児童厚生施設等

(1) こども文化センター（市民局）

< 提言 > 子どもの自主的な活動に対する物的条件の整備や子どもたちの遊具の修理・補充等に配慮するとともに、音楽室の全区整備を行うこと。

音楽室については、平成 16 年度に、幸区の南河原こども文化センター、麻生区の白山こども文化センターに整備した。

平成 18 年度は、宮前区の宮崎こども文化センターに整備した。引き続き、音楽室の整備について検討していく。

(2) わくわくプラザ（市民局）

< 提言 > 障がいのある子どものための改修や狭隘施設の改善を行うなど安全な子どもの居場所のための施設整備に努めること。

障害児のための改修については、スロープの設置やトイレの改修などを行ってきた。プラザ室は、2 教室分のスペースを確保して整備してきた。

3 川崎市立小学校及び中学校（教育委員会事務局）

<提言> スクールカウンセラーを始め、親や担任教師、養護教諭など、身近なところで信頼関係づくりが出来るような環境づくりに努めること。子どもたちが、いつでも安心して相談できるよう、更に工夫すること。

子ども専用電話相談や一般相談電話、さらに24時間電話相談体制が整い、相談体制全般の仕組みを整備した。

相談の方法が「学校に相談したがうまくいかなかった」事案から「教育委員会に相談すれば思い通りになる」という事案に変化しつつある。今後、相談体制の充実と扱う内容と信頼関係構築の手だてには検討が必要である。

4 川崎市立保育園（健康福祉局）

<提言> 3園での実績を踏まえ、保育推進会議をすべての保育園で開催するよう努めること。

今後全ての保育園で開催できるよう努力していく。

5 児童養護施設等

(1) 川崎市中央児童相談所一時保護所（健康福祉局）

<提言> 入所時に子どもに渡す「しおり」の中に子どもの権利をより明確に表現すること。

しおりの中に権利について明確に表現した。具体的には、「食事がきちんとできるということ、清潔な服を身につけられること、風呂に入れること、人からいじめや暴力を受けないで生活できること、落ち着いて勉強できること、ゆっくり眠れること」等の具体例を記載した。

(2) 児童養護施設（健康福祉局）

<提言> 家庭支援専門員の配置されていない施設に配置を働きかけ、子どもや家庭の状況に応じて家庭引取りが可能な子どもについては引取りのための支援を更に促進すること。

家庭支援専門員について、乳児院には既に配置されており、2か所の児童養護施設の1か所には、平成18年10月から配置となっている。又、もう1か所については、平成19年度から配置の予定である。